

**「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」  
(中間報告)**

**平成19年1月30日  
中央教育審議会**

## 【目次】

はじめに	1
<b>1. 今後の生涯学習振興方策の基本的考え方</b>	<b>2</b>
（1）生涯学習を振興していく上での基本的考え方	
（2）今後重視すべき視点	
国民の学習活動を促進するために必要な5つの視点	
家庭の教育力向上に必要な3つの視点	
地域の教育力向上に必要な3つの視点	
<b>2. 国民の学習活動を促進する具体的方策</b>	<b>5</b>
（1）「学び」の機会を総合的に提供・支援するシステムの構築	
（2）個人の「学び直し」に対する支援	
（3）学習成果が適切に生かされ評価される方策	
（4）若年者・女性・団塊世代・高齢者に対する支援	
（5）「公共」の課題に取り組む社会教育の振興	
<b>3. 家庭・地域の教育力の向上に関する具体的方策</b>	<b>11</b>
（1）家庭の教育力向上のための具体的方策	
きめ細かな家庭教育支援	
親子・世代間で育ち合う子育てを応援する社会づくり	
子どもの生活リズムの向上	
社会や地域ぐるみの家庭教育支援	
（2）地域の教育力の向上のための具体的方策	
「放課後子どもプラン」の創設	
その他幅広い視点からの地域の教育力の向上のための方策	
<b>4. 地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策</b>	<b>14</b>
（1）学習活動を支援する多様な人材が育つ仕組の構築	
（2）学校・家庭・地域の連携協力を促進するための方策	
<b>5. 国・地方公共団体・生涯学習関連施設・民間団体等の今後の役割等</b>	<b>17</b>
おわりに	20

## < 参考資料 1 >

- 1 . 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（諮問）（平成17年6月13日）
- 2 . 第3期中央教育審議会委員名簿
- 3 . 第3期中央教育審議会生涯学習分科会委員名簿
- 4 . 生涯学習分科会の審議の経過について
- 5 . 「国民の学習活動の促進に関する特別委員会」委員名簿
- 6 . 「国民の学習活動の促進に関する特別委員会」審議の経過について
- 7 . 「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」委員名簿
- 8 . 「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」審議の経過について
- 9 . 「生涯学習を推進する人材の育成及び確保の在り方に関する作業部会」委員名簿
- 10 . 「生涯学習を推進する人材の育成及び確保の在り方に関する作業部会」審議の経過について
- 11 . 「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」委員名簿
- 12 . 「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」審議の経過について

## < 参考資料 2 >

- 1 . 現状分析等に関する参考データ
- 2 . 先進事例等

## はじめに

平成17年6月13日、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」諮問が行われた。

諮問後、本審議会では、生涯学習分科会において、新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策として、「(1)国民一人ひとりの学習活動を促進するための方策」と「(2)地域住民等の力を結集した地域づくり、家庭や地域社会における子どもの育ちの環境の改善のための方策」を中心に、制度の在り方を含め、具体的な方策について検討を重ねてきた。

平成17年7月には、「国民の学習活動の促進に関する特別委員会」及び「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」を設置し、審議を進めた。

両特別委員会では、調査審議を行い、それぞれ「審議状況について」を取りまとめ、平成18年8月、生涯学習分科会に報告を行った。その後、さらに具体的検討が必要な課題を扱うため、「生涯学習を推進する人材の育成及び確保の在り方に関する作業部会」及び「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」を設置し、審議を進めてきた。本中間報告は、これらの審議の内容を整理したものである。

また、平成18年12月22日に公布・施行された改正教育基本法において、「教育の目標」、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「社会教育」及び「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等が規定されたが、これらの観点を重視しつつ、本審議会としては、本中間報告に対する各方面からの御意見を頂き、さらに必要な制度の在り方等について議論を深め、今後、より具体的な答申を取りまとめていきたいと考えている。

## 1. 今後の生涯学習振興方策の基本的考え方

### (1) 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

近年、フリーターやニートの増加や中高年の再雇用問題等の課題がある中、国民一人一人が、生涯を通じて、職業能力を高め、新しい知識・技術等を習得していくための環境整備が求められている。また、少子高齢化、核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下していることも指摘されている。こうした様々な社会的な課題が指摘されるとともに、学習意欲の低下や、子どもたちに基本的な生活習慣が身についていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下など子どもたちに関わる課題も指摘されている。

前述のような課題に対し、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができるような環境を整え、国民一人一人の資質・能力の向上を通して、社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指すことが極めて重要である。

また、天然資源に恵まれない我が国においては、人材こそが資源であることを再認識し、「子どもは社会の宝、国の宝」という考え方に基づき、学校や家庭、地域など社会全体で、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材を育成するため、家庭や地域の教育力の向上を図るための方策を講ずることが急務である。

このため、今後、次のような基本的な考え方の下に、学校・家庭・地域が連携協力しながら、それぞれの教育力の向上を図るとともに、社会全体で生涯学習社会の実現を目指すことが重要である。

「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを確保する。

「生きがい・教養」だけでなく「職業的知識・技術」を習得する学習を強化する。

これまでの知識・技術・経験を「継承」しつつ、それらを生かした新たな「創造」により、社会の発展を目指す。

## (2) 今後重視すべき視点

### 国民の学習活動を促進するために必要な5つの視点

#### ア．国民全体の人間力の向上

国民の学習活動を促進することは、一人一人が健康で心豊かな生活を送り、人や社会とのつながりを築く力や職業生活に必要な知識・技術を習得し、社会を支え発展させることができる人間力を向上させるとともに、ひいては我が国全体の知識基盤を強固なものとし、経済・社会の持続的発展に資するものである。

また、学習活動は、一面で健康増進による社会保障費の節減、安全・安心な地域づくりの促進など、社会のセーフティーネット作りに貢献するといった効果もある。このため、国や地方公共団体等を中心として、国民の学習活動を積極的に支援することが必要である。

#### イ．「公共」の視点の重視

自らの知識・技術・経験を生かしたいと考えている人々が地域や社会の課題解決や形成に主体的に参画し、活躍することが求められている。このため、地域や社会の課題や歴史・文化などに関する学習活動の支援を行う必要がある。

また、住民が、学校・社会教育施設・企業・NPO等の民間団体等との協働の中で、自らの意思に基づいて、社会の課題の解決に取り組んでいく学習活動を支援する必要がある。

#### ウ．人の成長段階に即した多様な選択肢を提供する政策の重点化

人生のある段階の一度の選択でその後の人生の全てが決まってしまうことなく、国民一人一人が、生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していけるよう、学習する意欲や習慣を身につけ、いつでも「学び直し」が可能な環境整備を行うことが重要である。このような視点から、各成長段階に応じて必要とされる知識・技術を習得する学習ができるよう、政策の重点化を図ることが重要である。

#### エ．実社会のニーズを生かした多様な学習機会の提供

国民一人一人が学んだことを職業や社会活動に生かせるよう、学習内容を充実していくことが必要である。このため、社会教育施設・大学・専修学校等の学習機会の提供者は、地域や社会の課題、産業界、関係団体等のニーズを適切

に把握し、反映した上で、多様な学習機会を提供することが重要である。

#### オ．情報通信技術の一層の活用

インターネット等情報通信技術は、時間的・地理的制約などの生涯学習を振興する上での制約要因を解消し、生涯にわたる学習機会の選択肢を多様で豊かなものとするとともに、高齢者や障害者等に対する学習環境の充実や仕事や子育てとの両立のための方策としても有効である。このため、情報通信技術を活用した具体的方策の充実を図ることが重要である。

### 家庭の教育力向上に必要な3つの視点

#### ア．親と子どもの主体的な「育ち合い」(共育)

親も子育てを通じ親として成長するものであり、親も子どもも共に育ち合うというスタンスに立ち、親の能力もうまく引き出しながら、親子共に自立的に成長していくするための支援につなげることが必要である。

#### イ．地域全体での子育ての「支え合い」(共同)

子育てについては、家庭だけではなく地域全体のものとしてより広くとらえるべきである。子どもは「親の子」、「家族の子」として育てるとともに、「地域の子」、「社会の子」として、地域全体で支え、育てていくことが大切である。

#### ウ．多様性の認識の「分かち合い」(共生)

家庭教育などの在り方や行政の支援を考える際には、家庭教育には多様なスタイルがありうることを理解し合い(分かち合い)、常に基本に据えておく必要がある。

### 地域の教育力向上に必要な3つの視点

#### ア．地域全体での子育て「支え合い」(共同)

地域全体で「地域の子」、「社会の子」として子どもを見守り、子育て家庭を支援していこうとするという意識変革が大切である。また、個々の親の責任という観点だけから考えるのではなく、地域社会を見据えた視点が必要である。

#### イ．地域の課題解決は地域自身の手で「助け合い」(共生)

地域の課題は地域の人々自身が解決するという住民自治の理念を具体的に実

現していくためには、地域の人々が社会に関わる力を向上させていくことが大切である。

#### ウ．家庭や地域の教育力と学校教育の効果的な連携「つながり合い」(共育)

学校が地域の教育の一主体として、保護者や地域住民・団体と対等な協働関係を作っていくことが必要である。また、地域の大人たちが学校に協力することは、大人自身の持つ知識・技術・経験を生かすとともに、生きがいにづくりにも資するものである。

## **2．国民の学習活動を促進する具体的方策**

### **(1)「学び」の機会を総合的に提供・支援するシステムの構築**

就業・起業やボランティア活動等社会参加等の新たなチャレンジをしようとする人に対し、地域や社会、産業界のニーズを具体的に把握・明確化し、キャリア形成支援を含めた学習相談を行うとともに、必要な知識・技術が修得できる学習機会を、大学・専修学校・企業・NPO等の民間団体等の協力を得つつ社会教育施設等において提供するなど、学習相談から社会参加までを一貫して支援する学習支援システム(ワンストップ・サービス)を構築する。その際には、産業界・大学・専修学校・行政・NPO等の民間団体等の連携を強化する必要がある。

あわせて、このような取組を進める民間団体等の自立的、継続的な活動を支援するため、民間の資金の活用も含めた財政的な基盤を確立する方策を検討することが重要である。

社会教育施設・大学・専修学校・企業・NPO等の民間団体において、社会人のキャリアアップや地域活動の参加に役立つ実践的な教育プログラムを共同で開発し、このような教育プログラムの学習成果が広域的に通用し、活用されるようその普及を図る。

また、従来企業内で行われていた個人の能力開発について、近年「会社主導から、自助努力へ」という傾向が中小企業を中心に強くなっていることや、非正規社員の学習機会が少ないことを踏まえ、地域のニーズに応じて社会教育施設等において提供される学習プログラムや学習相談の機会については、情報通信技術を活用しつつ、広く提供するような学習支援に関する取組を支援することが重要である。

また、地域や社会が求める一定の能力を証明し、職業や社会活動に生かすため、大学等によって提供される比較的短期の教育プログラムを受講して得られた学習の成果に対し、学位以外の一定の「履修証明」を与える取組が考えられる。

放送大学においては、生涯学習機関として広く国民に大学教育の機会を提供し、大学進学や大学院教育の機会の充実等により生涯を通じた学びの機会の拡大を図ってきたところであり、一定の科目群を学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える制度（「科目群履修認証制度」）の導入や、社会人等の再チャレンジ（「学び直し」の機会の充実）のため教員・看護師の関連免許取得等のキャリアアップの機会の充実を図っている。今後、このような制度や取り組みが社会的に活用されるよう支援することが必要である。

今後、情報通信技術の発展により、学習機会の提供・支援方策についても、様々な形態が考えられることから、例えば、携帯電話、インターネット配信、地上デジタルテレビ放送などの複数の情報流通・配信手段に対応した社会のニーズが高い優れた教育用コンテンツの視聴・利活用など、新たな形態による教育用コンテンツの活用を促進するための方策について検討を行う必要がある。

## （２）個人の「学び直し」に対する支援

学習活動を行う上で、時間や場所などに起因する制約要因を解消するため、産業界・大学・専修学校・行政・NPO等の民間団体等が連携し、インターネット等情報通信技術を通じて、キャリアアップ等に資する学習コンテンツの提供や学習相談を行う「生涯学習プラットフォーム」（学習活動を推進する地域の基盤）の形成を支援する。

また、国立教育政策研究所「教育情報ナショナルセンター」においては、例えば、職業に関する学習情報を提供する場合、各職業に必要な知識・技術・経験など、学びたい人々が必要とする情報を分かりやすく提供するとともに、情報通信技術を活用した学習機会の拡大のため、「エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）」をインターネット化し、オンデマンド方式による学習情報の提供を行う全国的なシステムを構築する。

「学び直し」やキャリアアップへの経済的支援策として、多様な財政支援の充実

を図るとともに、海外の支援実態やその有効性等も検証した上で、個人のライフステージや経済状況に応じた支援の在り方について検討を行うことが重要である。

### (3) 学習成果が適切に生かされ評価される方策

国民一人一人の学習活動を促進するためには、個々人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、社会のそれぞれの場において活用できることが重要であり、そのためには、学習内容を相互に比較し、それを評価する制度の構築が必要である。

しかしながら、このような制度の必要性は従来も指摘されているものの、多種多様なあらゆる学習成果を客観的に定量化して評価できる適切な尺度や方法等はいまだ構築されていないため、学習成果の社会的通用性の確立に向けた具体的な施策はこれまで講じられて来なかった。

特に、地方公共団体や民間においても、国民の学習の意欲に対応した各種の学習機会の提供が活発に行われているが、これらは、それぞれ実施主体が独自に設定した仕組みに基づくものであり、全国的な制度的枠組は存在しないため、学習内容の開示状況や学習成果の信頼性は様々であり、学習者の利益が十分に保護されているとは言えない状況にある。

このため、学習成果の評価の社会的通用性を向上させるための方策の第一歩として、社会に存在する多様な学習機会の中から、個々の学習者が選択する際の判断材料を提供するとともに、学習成果の社会的な認知度を高めるために、全国レベルの生涯学習に係る登録制度の創設を検討する必要がある。

具体的には、個々人の学習成果を検定により評価し、当該検定に合格したかどうかの判定を行うもの（資格）について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを登録することにより、個々の検定の安定性、継続性及び情報の真正性を確保する仕組み（「登録生涯学習検定制度（仮称）」）を検討することが考えられる。なお、個々の検定の内容評価については、あくまで広く社会における評価に委ねることとし、国レベルの役割としては、社会における評価に資するべく、登録された検定に係る情報を学習者に利用しやすい形で提供することに留意すべきである。

本制度の普及・定着状況を踏まえつつ、将来的には、学校の卒業認定とは別に、社会教育施設・大学・専修学校・企業・NPO等の民間団体等が提供する学習内容

(学習成果)を評価し、全国的な通用性を保証するための制度を構築することが考えられる。

このため、例えば、ナショナルセンター機能を持つ第三者機関が学校の卒業認定以外の一定の学習成果を評価する仕組の構築について検討することが重要である。その際、同センターにおいては、学習成果の評価の仕組や客観的に定量化できるような適当な尺度・方法等の研究、学習成果の評価に関する情報の収集・提供等を行うことが考えられる。

その他、学習成果が就業やキャリアアップ、ボランティア活動等の社会参加等につながり、社会で活躍している者やこのような学習活動を支援する団体等に対する顕彰制度を創設し、国民にとって身近な事例を提示し、広報活動を充実するなどによって学習の意欲を喚起することが考えられる。

#### **(4) 若年者・女性・団塊世代・高齢者に対する支援**

ニート・フリーターの予防策として、生涯学習の理念の観点から、自ら学び自ら考え行動する力を育成し、働くことや生きることの尊さを学ぶ機会として若年者に対する奉仕活動・体験活動及びキャリア教育・職業教育を充実するため、学校における奉仕活動・体験活動等に関する連絡・相談を行う連携窓口の設置促進や家庭・地域との橋渡し役となるコーディネーターの養成を行うことが重要である。

高校生など若者層の自主的な進路選択及び職業教育の涵養に資するよう、実践的な職業教育機能を有する専修学校が高等学校と連携するなど職業教育を推進することが重要である。

また、専修学校を活用し、就職後早期に離職した者、定年退職を控えた中高年、子育て等により就業を中断した女性、ニート等を対象とし、それぞれの特性等に合った職業能力の向上のための学習機会の充実を図る。

出産・育児等により離職し、再就職を希望する女性の再チャレンジのため、身近な場所での再チャレンジ支援講座、成功事例(ロールモデル)の収集・提供、学習相談等を行う女性メンターの養成を実施する。

高齢者や団塊世代が、知識・技術・経験等を生かし、学校や地域において活躍で

きるよう、研修を実施するとともに、高齢者や団塊世代が活躍する場である社会教育施設や学校等へ派遣する「教育サポーター制度」を創設する。

## (5)「公共」の課題に取り組む社会教育の振興

平成18年12月22日に公布・施行された改正教育基本法においても、「個人の要望や社会の要請にこたえ」る社会教育の国及び地方公共団体による奨励が規定された。さらに、教育の目標の一つに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことが掲げられており、この点は今後の社会教育の在り方を考える上で重要である。

少子高齢化、男女共同参画、環境教育、法教育、消費者教育、防犯・防災教育、食育、科学技術理解増進、職業能力の向上に関する学習等、「社会の要請」が強い学習活動が促されるように、これらに関する講座を量的・質的に拡大し、その成果を地域における「公共」の形成に生かすための拠点づくりが求められる。このため、公民館等の社会教育施設の機能を充実することが必要である。

例えば、子どもから大人まで、年齢を問わず主体的に社会の形成に参画することを促すため、趣味・教養を学ぶ場としてのみならず、奉仕活動を通じて社会に対する責任感、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与するための知識・技術や態度等を養う学習機会の提供を推進することが重要である。そのため、学校や公民館等の社会教育施設等において、奉仕活動の機会の提供、受け入れ先の開拓、参加希望者と活動機会のマッチングなどを行う機能を総合的に確保していく必要がある。このような総合的な機能を確保していく際は、中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について(平成14年7月29日)」で提言された、関係者による連携協力のための協議会や支援の拠点をいっそう活用することなどにより、社会教育関係者が学校等に積極的に働きかけたり、地域における奉仕活動のコーディネート機能を発揮していくことが必要である。また、体験活動について、必要に応じ、学校における単位や就職活動の際の考慮事項として用いられるように、国として企業等に促していくことが考えられる。

このような支援については、これまで国や地方公共団体において、青少年教育施設等における青少年の奉仕活動・体験活動の推進におけるセンター機能を整備するなど、重要な役割を果たしてきた。今後、このような国や地方公共団体の社会教育施設が専門的に果たすべき役割について一層明確化し、民間の関係者、学校、

行政の更なる連携を強化し、官民双方において、より効果的な取組を行うことが必要である。

生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（平成10年9月17日）」では、学習活動を総合的に支援していくためのネットワーク型行政の必要性や社会教育主事について地域づくりのための住民の社会参加の促進という観点を加味した新たな役割等を指摘している。

後者については、特に、平成13年、社会教育に関係のある民間の人材を社会教育行政に積極的に登用できるよう、資格要件の見直しについて社会教育法の改正が行われた。しかし、力量のある民間の人材の社会教育主事への登用や、地域におけるニーズを踏まえた民間の関係者と社会教育行政との連携による学習活動の支援に関する企画・立案、地域社会全体の連携協力等は、いまだ十分とは言い難い。

今後さらに、学習活動支援に関する企画・立案等地域における学習活動促進のシステムの構築、住民のニーズと地域社会の課題をマッチングさせた学習機会の企画・立案業務や学校支援活動のマネジメント、学習成果の積極的な社会における活用、教育以外の分野との橋渡し等において、より専門性の高い行政職員として、学習活動に関する相談から社会参加までを一貫して支援できるよう、望ましい社会教育主事の職務、配置、養成の在り方を検討する。また、地域と学校の橋渡し役として、社会教育主事の有資格者を活用する方策について検討する。

図書館には、地域の活性化を目指す個人や団体が必要とする情報や資料、場所を提供し、地域を支える情報拠点としての役割が期待される。このため、住民の生活、仕事、自治体行政、学校、産業など、幅広い分野の課題解決を支援するための相談・情報提供の機能の強化や、図書館のハイブリッド化（印刷資料と電子資料とを組み合わせた資料提供や情報発信）、学校との連携による青少年の読書活動の推進、行政・各種団体等との連携等を進めることが必要である。

あわせて、これらの機能を十分に発揮し、図書館活動の質を向上するため、図書館の専門的職員である司書等の知識・技術を高めることが急務であり、望ましい司書等の資格や養成の在り方、研修や再教育の実効性を高める方策を検討する必要がある。

住民が、地域の自然や人々の営み、歴史、文化を学ぶことによって地域の課題を

理解し、課題を解決するための活動に積極的に参画していくことが望まれる。このような中で、各地域の博物館は、地域の活性化につながる地域づくりの核として重要な役割を果たすことが期待される。

一方で、博物館は、設置主体、内容等の面で極めて多様化しており、社会教育施設としての博物館の機能、役割を捉え直すことが必要である。このため、現行の博物館登録制度や、多様化、高度化する学習ニーズに対応できるように学芸員制度の望ましい在り方を見直す必要がある。

### **3. 家庭・地域の教育力の向上に関する具体的方策**

#### **(1) 家庭の教育力向上のための具体的方策**

##### **きめ細かな家庭教育支援**

子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親への情報提供・相談体制を充実するため、子育てサポーターリーダー等のボランティアや保健師等の専門家が連携して、子育ての悩みや問題を抱える家庭に対する育児相談や情報提供等を行う訪問型の家庭教育支援を推進する。

また、職業生活や子育て経験を通じて培った知識・技術を持つ地域の団塊世代や高齢者が、新しい子育ての知識や若い世代の価値観への理解を深めた上で、子育て支援をすることができるよう、地域の子育て関係機関との連携の下、研修を実施することも有用である。

従来、教育・福祉・医療等の様々な分野で取り組まれてきた研究成果も踏まえ、孤立しがちな親や問題を抱えた親等の実態についてきめ細かな調査研究を行うことが必要である。また、このような研究成果を、今後の家庭教育支援に生かしていくことが重要である。

子育てに不安や困難を抱えている親の学習活動促進も含めた、より効果的な家庭教育支援を行うため、各地の家庭教育講座等で創意工夫がなされるよう、国内外の特色ある事例も踏まえ、講座等の企画・立案や実施のための手引きなどを国において作成し、各地の家庭教育講座等の創意工夫を促進する。

各発達段階における子育ての課題や悩みの解消などにきめ細かく対応するため、各段階に応じた課題別の子育て講座の提供を、子どもの健診等の親の多く集まる機会を活用し、推進する。

## **親子・世代間で育ち合う子育てを応援する社会づくり**

子育て理解促進のため、中学・高校生が幼児やその親とのふれあいを通じて、子育ての楽しさ・生命や家族の大切さを理解するような取組を促進する。

父親の家庭教育への参加を促進するための集会や、「おやじの会」などの地域活動の機会の提供や活動の支援を充実するような取組を促進する。

## **子どもの生活リズムの向上**

子育て支援団体のリーダーや社会教育主事等の指導者が、子どもの生活リズムの向上に資する事業の企画・立案や親への相談等に応じる際の参考となるような資料を作成する。

子どもの生活リズム向上の取組を行っている「早寝早起き朝ごはん」運動について、乳幼児期も対象にするなど更なる推進を図り、さらに、社会全体で子育て支援を行う機運を高めるため、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携した子育て支援についての普及啓発を一層充実する。

子どもの生活リズム向上のための取組を行っている先進地域における事例研究や効果の分析、検証等を実施する。

## **社会や地域ぐるみの家庭教育支援**

幼稚園・保育所等地域の家庭教育・子育て支援のセンター機能を持つ機関の支援機能を強化するとともに、これらの機関との役割分担の下、公民館等の社会教育施設を活用し、小学校区程度の身近な地域において、子育て中の親等が家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加できるような、環境の整備を図る。

学習機会等の情報につき、企業・NPO等の民間団体等の協力も得た多様なPR活動を推進するとともに、家庭教育全般に関するより効果的な情報提供の在り

方について検討を行う。

情報通信技術の発達に伴い家庭では対応できないことが増えており、親だけに問題の解決を委ねるのではなく、特に教育的で公共性の高いコンテンツやメディア関係者によるメディア教育の活用など、社会においても家庭を支える仕組みを考える必要がある。さらに、情報化の影の部分については、学校・家庭・地域に加えてメディア関係団体等も連携し、特にインターネットや携帯電話の安全な利用等について学ぶ機会の充実を図る。

企業が従業員の働き方の見直しを行うことによって、従業員が、子どもの基本的生活習慣の育成等に一緒に取り組めるよう、仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」）に関する取組を行政と企業が連携・協力して進める必要がある。

## (2)地域の教育力の向上のための具体的方策

### 「放課後子どもプラン」の創設

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを整備するため、新たに「放課後子どもプラン」を創設する。同プランにおいては、留守家庭児童を対象とした厚生労働省の「放課後児童クラブ」と文部科学省の「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する。「放課後子ども教室」においては、全国の小学校区で、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等様々な体験・交流活動や学習活動等の取組を実施する。

小学校区毎には、地域のボランティア等協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・立案等を実施する調整役としての「コーディネーター」や「安全管理員」等を配置するとともに、教員を目指す大学生や退職教員等、専門的な知識を有する地域人材を「学習アドバイザー」として配置し、補習等の学習活動の取組を実施する。

## その他幅広い視点からの地域の教育力の向上のための方策

地域住民が環境学習、防災学習等を通じて地域を支える活動や家族参加の農村体験、まちの歴史・文化を学ぶ体験活動等、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、家族や地域のきずなを深める「学びあい、支えあう」学習活動を推進し、地域の活性化を促進する。

地域における子どもの安全確保を図ることは、地域における教育力を考える上で必要不可欠なことであり、地域の大人の協力を得て、防犯ボランティア活動を一層推進する。

地域の教育力の向上に果たす文化・スポーツの役割も重要であり、地域における伝統文化の継承などの文化活動や、誰もがいつまでもスポーツ活動に親しむことができる環境の整備などもさらに推進する。

地域の教育力を効果的に向上させるため、地域の奉仕活動・体験活動の実施数、学校支援ボランティアの参加人数、図書館における子どもの利用率など「地域の教育力の指標」を試行的に作成するなど、地域の教育力の経年変化を把握し、これを施策の効果的な展開につなげていく方法を検討する。

### 4. 地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策

#### (1) 学習活動を支援する多様な人材が育つ仕組の構築

社会人の「学び直し」や「家庭・地域の教育力向上に資する学習活動」を推進するため、これらの学習活動を支援する多様な人材を育成することが重要である。特に、前述2.(4)に指摘した、学校教育・家庭教育支援等を行う「教育サポーター」、「教育サポーター」と学校や社会教育施設等の活躍の場への橋渡し役となる「学習コーディネーター」、社会人の学び直しの相談から学習後の社会参加までのカウンセリングを含めた学習相談を行う「学習相談員」を育成する必要がある。

このため、これらの学習支援を行う人材の役割と機能、また、人材に求められる基本的な資質・能力を整理し、具体的な育成の在り方等について、有識者や関係機関等によって構成される検討会等において、今後、さらに検討することが必要である。

「第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）」において、地域の教育力を生かす方策として提言された「学校支援ボランティア」や生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす - 生涯学習の成果を生かすための方策について（平成11年6月）」等において提言された学習活動を支援するボランティア学習コーディネーター等の育成等について、様々な取組が実施されてきた。

このような中で、学習活動を支援する人材育成が地域によって十分に確保できず、また、専門性の高い人材が育成されても認知されずに財政的支援が十分に受けられないため活動が継続しない・活用されていないといった課題が指摘されているため、学習支援の人材の資質・能力の全国的な通用性を確保し、有効活用を促進するための全国的な仕組みを構築する必要がある。このため、社会教育施設・大学・NPO等の民間団体等多様な主体によって提供される学校支援やボランティア学習コーディネーター等学習活動を支援する指導者を育成し、認定する事業（以下、「人材育成・認定事業」という。）の質を保証する認証システムの構築を検討する。

認証システムの仕組みとしては、有識者、人材育成・認定事業を行う大学等教育機関・NPO等の民間団体、学校関係者等ユーザーの代表によって構成される全国的な第三者機関により、当該機関が示す基本的な要素を満たした事業を認証し、その情報を広く国民に対して提供を行う仕組みが考えられる。

人材育成・認定事業においては、実際に活動する学校・社会教育施設・社会福祉施設等の場を想定し、カリキュラムに講義だけでなく実技指導を実施するほか、例えば、教育委員会や社会教育施設、福祉施設等の協力を得つつ、これらの施設でのインターンシップ制度等の実務実習や事例研究、現地調査等を取り入れることが必要と考える。また、人材育成・認定事業の形態としては、

- ・都道府県レベルの社会教育施設が複数の大学・民間団体等と連携して行う事業
  - ・複数の社会教育団体や民間教育事業者が行う全国的な人材育成事業
  - ・大学コンソーシアム等において複数の大学等と教育委員会が協力して行う事業等
- が考えられるが、引き続き、有識者等による検討が必要である。

その他、学習相談員等の養成については、職業教育の重要性に鑑み、既存のキャ

リア・コンサルタント<sup>\*1</sup>制度の活用を検討することが考えられるところである。例えば、学習相談員等とキャリア・コンサルタントのカリキュラムの一部の相互乗り入れについて検討することが考えられる。

また、このような取組を推進するにあたり、地域社会全体の学習活動を行政として支援する仕組づくりにおいて、関係者の連携を促しつつ、総合的な企画・立案、運営等を行う社会教育主事の存在が極めて重要である。このため、前述2.(5)において指摘されたように、期待される役割・機能に応じた資格・養成の在り方を見直す。

その他、地域における先進的な取組事例の把握・収集を行うとともに、成功要因を分析・評価し、今後の取組に活かすため、インターネット等を活用した全国的な情報提供システムを構築する。

## (2) 学校・家庭・地域の連携協力を促進するための方策

学校・家庭・地域の連携協力を当って、学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれ担うべき役割と責任を明確にするとともに、学校教育との連携協力及び家庭教育への支援が社会教育行政の責任の一つであることを明確にする。

小・中・高等学校等における体験活動・ボランティア活動等を進めるための担当者（地域連携担当、学社連携担当、学校と地域を結ぶコーディネーター、体験活動等推進主任、ボランティア教育担当等）を校務分掌に位置づけている学校は、全学校の約4分の1となっているが、これらの担当者の多くは、日常業務が忙しく外部との連携を図る時間がない、学校におけるコーディネーターとしての研修機会が十分でないといった課題がある。このため、学校外の地域の人材から学習コーディネーター等の活用を推進するとともに、学校の担当の教職員に対する研修機会の充実を図る必要がある。

---

\*1 個人の主体的なキャリア形成ができるよう、相談を行う者。厚生労働省職業能力開発局長が定める複数の民間機関等が、キャリア・コンサルタントとなるための養成講座や能力評価試験を実施している。

必要な研修内容としては、体験的な学習活動プログラムの企画・立案の知識・技術や学校・家庭・地域の連携協力を促進するコーディネーターとしての資質・能力を身につけるための研修等が考えられる。今後、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター等において、研修プログラムを開発し、地方公共団体等において活用されるようなモデルを提供することなどが考えられる。

さらに、子どもを巡る様々な教育課題の解決のためには、家庭教育や社会教育、学校・家庭・地域の連携の重要性についての教員の基本的理解が大切である。このため、教職の課程認定大学においては、引き続き家庭教育や社会教育、学校・家庭・地域の連携に対する理解を促進し、カリキュラムの充実に努めるとともに、様々な教員の現職研修においても、同様の研修内容を充実させることを検討する必要がある。

また、各学校における学校経営において、校長や教育長の更なるリーダーシップの下で、学校・家庭・地域の連携協力を促進するため、学校内の教職員の意識啓発に関する取組、学校内における地域との連携を図るための校務分掌の明確化、学習コーディネーター等民間の人材の活用のための校内の仕組づくりなどを行うことが必要である。

学校外からの人材の活用については、前述2.(5)に指摘されているように、学校で、社会教育主事資格を有する者や、前述の学習コーディネーターの中でも、学校教育支援を専門とする者(学校教育支援コーディネーター)を活用することを推進する必要がある。

企業においても、学校教育・家庭教育を社会全体で支え合う一つの具体的方策として、教育委員会との連携の下、例えば、社員の啓発、職業教育・体験活動の受入、講師として社員の派遣等、学校行事参加のための休暇制度、教育活動参加のための短時間勤務制度の創設等を実施するなど、学校教育・家庭教育の支援を推進する先進的な取組が全国へ普及するよう国が促す。

## **5. 国・地方公共団体・生涯学習関連施設・民間団体等の今後の役割等**

改正教育基本法を踏まえ、国の役割としては、総合的・体系的な「生涯学習の振興に係る基本方針」や社会的要請が強く、社会教育において今後取り組むことが望まれる課題等を教育振興基本計画に盛り込む必要がある。また、学習支援人材育成

のための研修プログラム開発等の支援事業の実施や先進事例の情報提供等の全国的な支援を行う。また、このような取組をより効果的なものとするため、学習活動支援を行う関係府省との連携がより一層促進されるべきである。

都道府県の役割としては、広域的な指導者育成の充実、関係部局・民間団体等のコーディネート機能の強化が必要である。市町村においては、地域住民の身近な学習ニーズや行政課題の把握、設定等を改めて十分検討し、取り組むことが必要である。

これまでも、生涯学習関連機関として、社会教育施設や学校等の役割の重要性は指摘されてきているが、さらに、生涯学習の理念に基づいて期待される役割・機能を充実するため、それぞれの役割の明確化を図る必要がある。

社会教育施設については、住民に身近な学習支援拠点として講座等を通じた学習機会を提供するにとどまらず、青少年や地域住民全体の人間力を育成するため、学校・家庭・地域の連携交流の拠点として、学習相談から社会参加までを一環して支援できる学習コーディネート機能の充実に努めることが求められる。

また、小・中・高等学校については、基礎的・基本的な知識・技術を確実に定着させるとともに、それらを活用する力を育成し、自ら学び自ら考え行動する力を高めることや、将来の職業や生活への見通しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めることなどが求められる。

さらに、大学・専修学校においては、学校を卒業した後も、大学・専修学校と社会を往復しながら職業能力を向上し、また、地域の社会活動への参加のための知識・技術等を習得するなど、生涯学習社会において、大学・専修学校の多様な教育・研究機能を活用した住民の学習活動を支援する役割等が期待される。

民間教育事業者やNPO等の民間団体が国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしていることに鑑み、社会教育行政は、民間教育事業者・団体との連携をさらに強化し、生涯学習に関する活動を推進することが必要である。

企業においては、企業と社員双方のメリットも考慮しつつ、社員の学び直しや、家庭教育、地域の教育活動への参加等との両立支援のため、リカレント休暇やボラ

ンティア休暇、時短制度等の積極的導入などワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進することが期待される。

## おわりに

生涯学習を推進する方策や主体は様々であるが、本中間報告において指摘された基本的考え方や今後重視すべき観点を踏まえ、行政だけでなく、学校・社会教育施設・企業・NPO等の民間団体等異なる主体による取組が、共通の理解の下、社会全体で国民の学習活動を促進するとともに、家庭・地域の教育力向上に資する取組を推進していくことが望まれる。

これらの施策を具体化するためには、既存の制度の運用などの改善を図るとともに、学習活動を支援する新たな仕組みやこれらに必要な財政的支援の在り方について、引き続き検討する。